

令和5年度 奨学金案内

奨学金を希望する皆さんへ

高校・専修学校高等課程在学生用

<タイプC> 震災特例

無利息奨学金

公益財団法人岩手育英奨学会は、東日本大震災津波等に被災したことによる経済的理由により修学が困難となったものに対し、学資の貸与を行うことで、社会に有用な人材を育成することを目的としています。

☆ 奨学金は貸与するものであり、卒業後には返還することになります。奨学金を希望する人はこの案内書をよく読み、自分の現在・将来の生活設計に基づき申込条件・返還方法等を考えて、自分で必要書類に記入して申し込んでください。

☆ この東日本大震災津波特例の奨学金は、高校・大学等を卒業後の奨学生本人の向こう1年間の収入見込額が一定額に満たない場合、願い出により返還義務を免除します。

公益財団法人 岩手育英奨学会

公益財団法人岩手育英奨学会では、高等学校（専攻科、中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）・専修学校高等課程第1～第3学年に在学している人で奨学金を希望する人を対象に奨学生の募集をします。

【奨学金の利息】 この奨学金は無利息です。

【申込みの資格】

岩手県内に住所を有する者の子女で、高等学校（専攻科、中等教育学校後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）又は、専修学校高等課程（以下「高等学校等という。」）の第1学年から第3学年に在学する生徒であって、人物が優秀で、かつ、健康であって学資の支弁が困難な者で、奨学金の貸与を受けることができる者は、次の1及び2のいずれにも該当する者、又は3に該当する者とする。

- 1 保護者等（県外に一時避難している場合も含む。）である家計支持者が東日本大震災津波等により被災したことに起因する次のいずれかの事由により高等学校等への修学が困難となった生徒
 - (1) 家計支持者の居住する家屋の全壊・大規模半壊・半壊・全焼・半焼
 - (2) 家計支持者の死亡、行方不明
 - (3) 家計支持者の勤務先等が被災したことによる家計急変（収入が3分の2程度以下に減少）
- 2 次のいずれかの奨学金事業等の貸与または給付を受けていない者
 - (1) 都道府県による貸与型奨学金事業
※震災関連事業以外であれば対象者となる場合もあります。
 - (2) 東日本大震災により被災した高等学校等の生徒に対する、都道府県による給付金型事業（一時的な支援を行う給付金等を除く。）
※いわての学び希望基金奨学金、東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金及び福島県東日本大震災子ども支援基金給付金を受けていない者。
一時的な支援事業とは、いわての学び希望基金事業の教科書等購入費等給付事業、被災地生徒運動部活動支援事業、被災地児童生徒文化活動支援事業等です。
- 3 その他、学校長が特に必要と判断し、岩手育英奨学会会長が上記1(1)～(3)と同程度と認める者で、上記2に該当する者

☆ この奨学金は、タイプA、タイプB、及びタイプDとの併給はできません。

現在タイプA又はタイプBの貸与を受けている奨学生が希望する場合には、タイプCに変更することができます。その場合、現に貸与を受けているタイプA又はタイプBについては、辞退する必要があります。

【借りられる金額】

☆ 貸与月額

国・公立	自宅通学	18,000円	自宅外通学	23,000円
私立	自宅通学	30,000円	自宅外通学	35,000円

(注) 自宅外通学の貸与については、現に自宅以外から通学している人で自宅外通学の貸与月額を希望する人に貸与します。詳しい内容は、学校に相談してください。

【借りられる期間】

- ☆ 令和5年4月から令和6年3月まで

(注1) この奨学金は、事業が継続される場合は審査後に貸与期間を延長する。
延長する場合は最短修業年限までとする。

【申込みに必要な書類】

- ☆ 奨学生願書
- ☆ 住民票謄本 (世帯全員記載) ※マイナンバー不要
- ☆ 所得課税証明書等 ※奨学金申込み時に提出する所得証明書類一覧参照
- ☆ 申出書
- ☆ り災証明書

※理由が収入減(震災後、収入が3分の2程度以下に継続して減少している)による者は、平成23年度から令和5年度までの13年分の所得証明書(家計支持者の父と母両方) ※取得できない年度分は確定申告書の写し等

- ☆ 「誓約書・奨学金振込口座届」及び「奨学金返還誓約書」(審査後、採用候補者は、提出が必要です。用紙は、後日送付します。)

借用金額は、貸与予定年度分の借用金額を記載します。

※添付書類として、連帯保証人2名(1名は保護者等、もう1名は62歳以下の独立した生計を営んでいる者)の印鑑登録証明書及び保護者以外の連帯保証人の所得課税証明書が必要です。

ただし、もう1名の連帯保証人については、保証能力がない非課税世帯の者は認められません。保護者等以外の連帯保証人が付けられない事情がある場合は、当会に相談してください。

【採用の基準】

- ☆ 東日本大震災津波等の被害を受け、経済的理由により修学が困難な生徒。
- ☆ 家計支持者の所得金額が、本会の定める採用基準額を下回ること。
- ☆ 家計支持者の所得金額の確認は毎年実施します。

【奨学生になったら】

- ☆ 奨学生には、奨学生証・奨学生のしおりを交付します。
- ☆ 奨学生としての自覚を持ち、高校生にふさわしい生活態度で、学業に励んでください。

【奨学金の交付】

- ☆ 奨学金の交付は、令和5年9月からとし、令和5年4月まで遡及して交付します。初回以降は原則として2か月に1回、2か月分ずつ、奨学金振込口座届で指定した奨学生本人名義の口座に振り込みます。

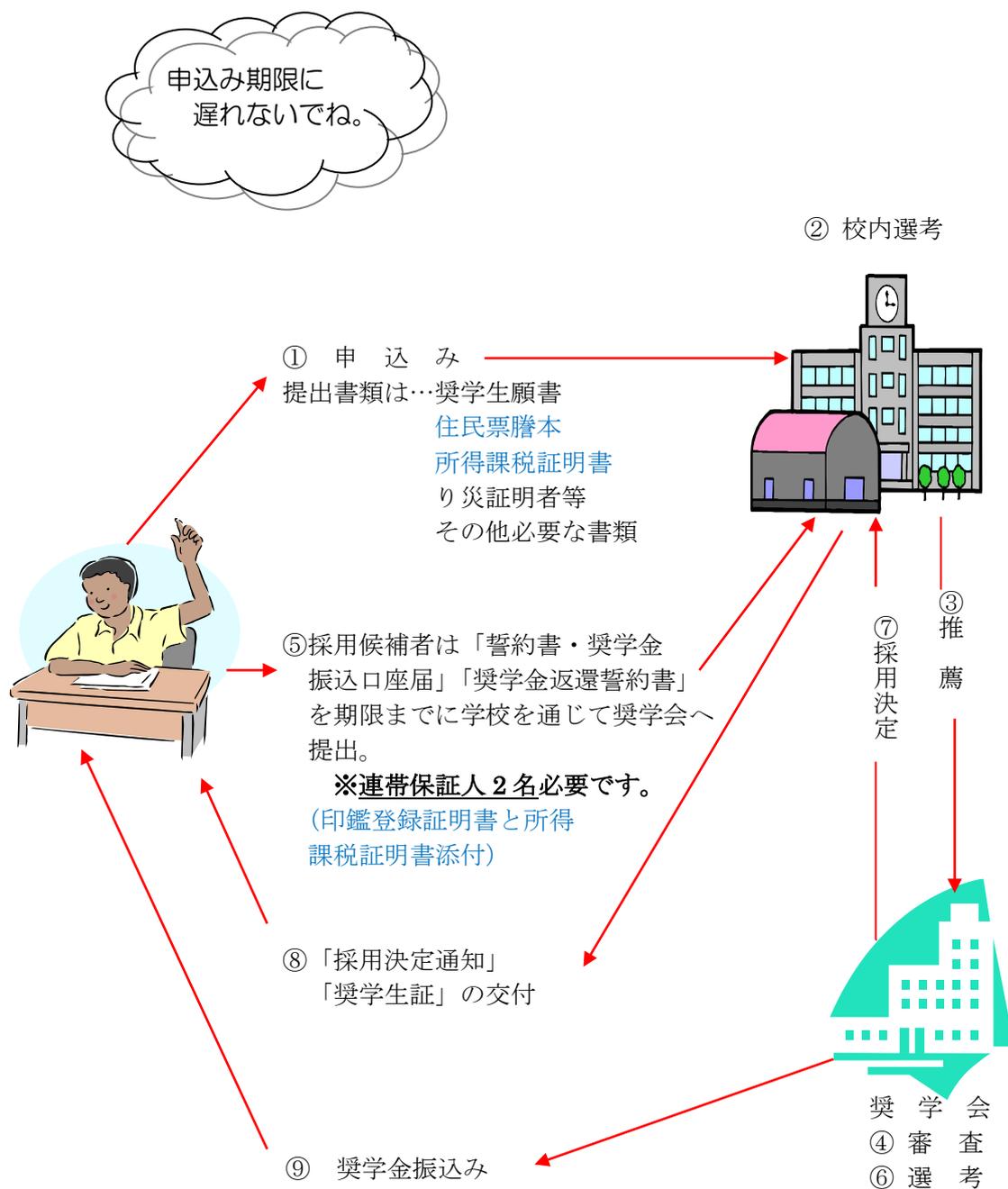
(取扱金融機関は岩手銀行のみです。)

【貸与が終了したときは】

- ☆ 奨学金返還誓約書等にしながら返還の手続きをしてください。

【申込みから振込みまで】

☆奨学金に関する手続きはすべて学校を通じて行います。



【返還するには】

- 卒業後、岩手銀行各支店からの口座引落としにより返還することになります。
- 返還方法は原則「月賦払い」で奨学金返還誓約書提出時に記載します。
- 奨学金の返還を怠ったときは、延滞利息（延滞期間6月ごとに2.5%）が課せられます。

◇月払いの返還例：3年間（36か月）貸与を受けた場合

区 分		借用金額	返還回数（返還年数）	返還月額
国・公立	自 宅	648,000 円	108 回（9年）	6,000 円
	自宅外	828,000 円	120 回（10年）	6,900 円
私 立	自 宅	1,080,000 円	144 回（12年）	7,500 円
	自宅外	1,260,000 円	144 回（12年）	8,750 円

【返還に困ったときは】

- 卒業後、進学したときや病気・災害・失職等の場合、願い出により一定期間返還が猶予されます。
- 死亡又は心身に障害があるため返還ができなくなったときは、願出いただくことにより、状況に応じて全部又は一部の返還が免除されます。

【返還免除の特例】

- この奨学金は、高校・大学等を卒業後の奨学生本人の収入見込額が一定額を下回る場合は、願出により返還が免除されます。高校卒業時に案内します。
（高校を退学した場合は免除となりません。）

- ★ お問い合わせは、必ず在学学校（出身学校）を通じてお願いします。
- ★ この「奨学金案内」は、令和5年6月現在で記載してありますが、（公財）岩手育英奨学会奨学金貸与規程等が変更された場合には、変更後の規程が適用されますのでご承知おきください。

